

広島県公共用地等取得事業特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第十二号

広島県公共用地等取得事業特別会計条例の一部を改正する条例

広島県公共用地等取得事業特別会計条例（平成三年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「土地開発基金」の下に「若しくは減債基金」を加える。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。